

風水害時の避難所の開設及び運営態勢について

1 主旨

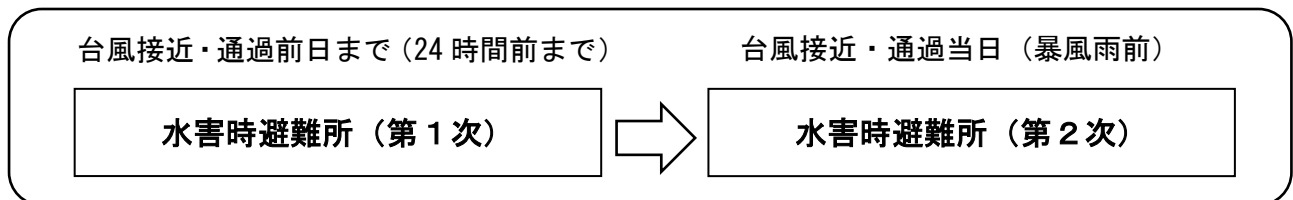
区は、令和元年10月台風第19号（令和元年東日本台風）に関する対応について、風水害対策総点検を実施し、災対各部の取組みについて検証作業を行った。課題とそれに対する対応の方向性を整理し、対応方針と対応策として取りまとめた。その内容を踏まえ、新たに風水害時の避難所の開設・運営態勢についてまとめたので報告する。

2 前提条件【多摩川の洪水に備えた区の最大の対応】

気象情報で台風の接近等により、強い降雨または強風の継続等が予報され、洪水氾濫、土砂災害発生のおそれが高まっている場合、台風の規模や進路、鉄道などの計画運休情報を考慮し、災害対策本部を設置する。こうした状況下において、多摩川の洪水に関する避難情報「避難準備・高齢者等避難開始（警戒レベル3）」を早めに発令し、多摩川洪水浸水想定区域内に居る方で早めに避難する方を受け入れる場合とする。

3 風水害時の避難所（最大対応の場合）

多摩川の洪水に関する避難情報「避難準備・高齢者等避難開始（警戒レベル3）」を早めに発令し、早めに避難する方を受け入れるため、**2段階に分けて避難所を開設する。**



（1）水害時避難所（第1次）

多摩川洪水浸水想定区域内に居住する方で早めに避難する方を受け入れるため、玉川地域・砧地域の多摩川洪水浸水想定区域外の区立小学校等を**水害時避難所（第1次）**として開設する。

水害時避難所（第1次）は、多摩川洪水浸水想定区域に近い施設を先に水害時避難所として開設すると避難者が集中して混乱が生じることから、多摩川洪水浸水想定区域から離れた施設とする。

水害時避難所（第1次）の開設は、台風接近・通過の前日までに（24時間前までに）行う。

水害時避難所（第1次） 候補施設

地域	施設（区立小中学校等）
玉川地域	中町小、玉川中、八幡小、玉川区民会館（※新庁舎完成後） 【調整中】東京都市大学等々カキャンパス、都立深沢高校、都立園芸高校
砧地域	千歳小、山野小、祖師谷小、希望丘複合施設（区民集会所）

(2) 水害時避難所(第2次)

玉川地域・砧地域の多摩川洪水浸水想定区域外の区立小学校のうち、水害時避難所(第1次)として開設した以外の区立小中学校等を**水害時避難所(第2次)**として開設する。

水害時避難所(第2次)の開設は、台風接近・通過の当日(暴風雨前)に行う。

水害時避難所(第2次) 候補施設

地域	施設(区立小中学校等)
玉川地域	瀬田小、瀬田中、玉川小、尾山台小、尾山台中、九品仏小 【調整中】駒沢オリンピック公園総合運動場
砧地域	成城ホール、区立総合運動場体育館、区立大蔵第二運動場体育館、砧小、砧中、明正小 【調整中】成城大学、日本大学商学部

玉川・砧地域にある都立高校等の都施設、大学等の民間施設を水害時避難所として使用できるよう、施設管理者と具体の調整を行う。

世田谷地域・北沢地域・烏山地域で開設する水害時避難所は、**水害時避難所(第2次)**として開設する。

世田谷地域・北沢地域・烏山地域では、玉川地域・砧地域のように多摩川の洪水により立ち退き避難を伴うような大規模な浸水被害が想定されていないため(多摩川洪水浸水想定区域ではないため)、一部の土砂災害警戒区域等への避難所として、また、暴風により身の危険を感じ、自主的に避難する方を受け入れる避難所として開設する。

世田谷地域・北沢地域・烏山地域で開設する水害時避難所は、水害時避難所(第2次)として開設するため、開設は台風接近・通過の当日(暴風雨前)に行う。

水害時避難所(第2次) 候補施設

地域	施設(区民利用施設等)
世田谷地域	池尻区民集会所、宮坂区民センター、経堂地区会館、下馬地区会館、上馬地区会館
北沢地域	北沢タウンホール、松沢区民集会所
烏山地域	烏山区民センター、上北沢区民センター、上祖師谷地区会館

(3) 土砂災害警戒区域等にかかる施設における水害時避難所指定の考え方

水害時避難所候補施設である砧小学校、明正小学校、砧中学校の敷地内に土砂災害警戒区域・特別警戒区域が指定されているが、避難者を受け入れる建物(体育館)は土砂災害警戒区域・特別警戒区域内には入っていないことから、水害時避難所として指定する。ただし、当該避難所への避難上の注意事項としての周知の徹底や、該当箇所近づかない等の措置を講じる。

4 風水害時の避難所運営態勢

(1) 避難所運営における地域との連携等

避難所の開設・運営は区が責任を持ち、地域住民とともに運営を行う。そのため、水害時避難所の運営には、避難所運営委員会等の地元住民の協力をいただけるよう、地域本部(拠点隊)が避難所ごとに調整する。また、水害時避難所の開設に向けた、施設の鍵の管理・運用、ペット・介助犬の受入スペース、備蓄物品や必要物品の搬出・搬送については、地域本部(拠点隊)が施設管理者や避難所運営委員会等の地元住民と個別に調整の上、別に定める。

(2) 避難所運営における職員の態勢

- ①玉川地域・砧地域の多摩川洪水浸水想定区域外の区立小学校等を水害時避難所として開設することを踏まえ、玉川地域・砧地域の水害時避難所運営を中心に考え、玉川地域本部・砧地域本部の拠点隊が水害時避難所運営に従事し、主に水害時避難所として施設のある地区の拠点隊が担当する（喜多見地区を除く）。水害時避難所従事職員の割振り、他地域の応援調整等の全体調整は地域本部を統括する各地域振興課で行う。
- ②避難所を開設した際に避難者を混乱させず、スムーズに受け入れるため、施設の開錠、備蓄物品の搬入や掲示物の設置などの開設準備を遅滞なく行う必要があることから、**開設準備時間や公共交通機関の運行状況、職員の移動時間を考慮したうえで、職員へ参集指示を行う。**
- ③これまでの玉川・砧地域水防本部応援管理職の指定は継続し、引き続き、応援態勢を取り避難所運営等に従事する。ただし、多摩川の洪水に備えた区の最大の対応時には、災害対策本部態勢を執っていることから、災对各部長の任にあたる者は玉川・砧地域水防本部応援管理職に指定しない。
- ④世田谷地域本部・北沢地域本部・烏山地域本部の拠点隊は、地域本部の職員を含めて、自地域の避難所運営に携わる職員を最低限とし、玉川地域本部・砧地域本部への応援職員を派遣できるよう、あらかじめ派遣態勢を定める。
- ⑤玉川地域本部（拠点隊）が担当する水害時避難所には、世田谷・北沢地域本部（拠点隊）から応援職員を派遣する。砧地域本部（拠点隊）が担当する水害時避難所には、烏山地域本部（拠点隊）から応援職員を派遣する。

5 今後のスケジュール（予定）

令和2年	6月	洪水ハザードマップ暫定版	区ホームページ公表
	9月	洪水ハザードマップ完成版	全戸配布